

ドイツ
実用新案法

2017年7月17日(BGB1 No. 2541)改正

目次

第1条
第2条
第3条
第4条
第4a条
第4b条
第5条
第6条
第6a条
第7条
第8条
第9条
第10条
第11条
第12条
第12a条
第13条
第14条
第15条
第16条
第17条
第18条
第19条
第20条
第21条
第22条
第23条
第24条
第24a条
第24b条
第24c条
第24d条
第24e条
第24f条
第24g条

第 25 条
第 25a 条
第 25b 条
第 26 条
第 27 条
第 28 条
第 29 条
第 30 条
第 31 条

第1条

(1) 実用新案は新規であつて、進歩性を具え、かつ、産業上利用できる考案に対して付与される。

(2) 特に、次のものは、前項の趣旨に該当する実用新案の対象と認められない。

1. 発見、学問上の理論及び数学上の方法
2. 美学的な形態創作
3. 知的活動、遊戯又は営業活動のための計画、ルール及び方法並びにデータ処理装置のためのプログラム
4. 情報の再現
5. 生物学的発明(特許法第1条(2))

(3) (2)は、同項の対象又は活動それ自体の実用新案登録による保護が出願される場合にのみ適用するものとする。

第2条

次のものは実用新案として登録することができない。

1. その実施が公の秩序又は善良の風俗に反する虞のある対象。この違反は、対象の実施が法令によって禁止されているという事実のみによって導き出されてはならない。
2. 植物及び動物の品種
3. 方法

第3条

(1) 実用新案の対象は、それが技術水準に属していないときは、新規なものと認める。技術水準は、出願の優先に関係する日前に書面による説明の形式で又は本法の施行領域内での実施により公衆に入手可能なものとなったすべての知識を含む。出願の優先に関係する日前6月以内に実行された説明又は実施は、それが出願人又はその出願人に実用新案登録を受ける権利を譲り渡した者の創作的活動に基づくときは、考慮しない。

(2) 実用新案の対象は、それが農業を含む何れの事業分野においても生産され又は使用されるときは、産業上利用することができるものとみなされる。

第4条

(1) 実用新案登録出願は、特許庁に書面をもって提出する。各考案について1件ごとに出願をしなければならない。

(2) 出願は特許情報センターを通じても提出することができるが、当該センターが実用新案出願を受領すべきものと連邦法務・消費者保護大臣により連邦法令公報において指定されていることを条件とする。国家機密(刑法第93条)を含んでいる虞のある出願は、特許情報センターに提出してはならない。

(3) 出願は、次のものを含まなければならない。

1. 出願者氏名
2. 実用新案の対象を簡潔かつ正確に表示した実用新案登録を求める願書
3. 実用新案として保護されるべき特徴を特定する1又は2以上の実用新案登録クレーム
4. 実用新案の対象の詳細な説明

5. 実用新案登録クレーム又は詳細な説明が関係している図面

(4) 連邦法務・消費者保護大臣は、出願の様式及び他の要件に関する規定を、法規命令により発出する権限を有する。大臣は、当該権限を法規命令によりドイツ特許商標庁に与えることができる。

(5) 実用新案を登録すべき旨の査定までは、その出願の補正は、それが保護の範囲を拡張しないことを条件に許される。保護の範囲を拡張する補正からは何らの権利も生ずることはない。

(6) 出願人は、いつでもその出願を分割することができる。この分割は、書面で申し立てなければならない。各分割出願は、原出願の出願日及び原出願のため主張された優先権を保持する。原出願のため納付した手数料と同額の手数を各分割出願の際に納付しなければならない。

(7) 連邦法務・消費者保護大臣は、生物材料の入手を含め、寄託、入手及び生物材料の更新保管に関する規則を法規命令により発出する権限を有するが、考案が生物材料又は公衆にとって入手不可能であり、かつ、専門家がその出願から考案を実施できるよう出願において説明すること(3)が不可能な材料の使用を含んでいることを条件とする。大臣は、当該権限を法規命令によりドイツ特許商標庁に与えることができる。

第4a条

(1) 実用新案出願の出願日は、第4条(3)1, 2及び4に基づく書類(外見上説明とみなされるべき情報を含む限り)が、

1. 特許庁において、又は

2. 連邦法務・消費者保護大臣により連邦法令公報での公布により指定された特許情報センターにおいて、

受領された日付である。

(2) 出願が図面への参照を含んでおり、かつ、図面が出願に添付されていないか又は少なくとも図面の一部が欠如している場合は、特許庁は出願人に要請を出し、その要請状の交付後1月の期間内に後日図面を提出するか又は当該参照はなかったものとみなす旨の宣言をするかのいずれかを求める。出願人が当該要請を受けて、欠如した図面又はその一部を後日提出した場合は、特許庁が当該図面又はその一部を受領した日が出願日となる。それ以外の場合は、図面への参照はなかったものとみなす。

(3) (2)は説明の欠如部分に対しても相応に適用される。

第4b条

出願がドイツ語によらないか又は部分的にしかドイツ語で作成されていない場合は、出願人は、後日出願後3月の期間内にドイツ語翻訳文を提出しなければならない。ドイツ語翻訳文が当該期間内に提出されない場合は、出願は取り下げられたものとみなす。

第5条

(1) 出願人は、既にドイツ連邦共和国の領域内で有効な特許出願を同一の考案についてしていたときは、当該特許出願に関係する出願日を実用新案登録出願のために主張することができる。当該特許出願のため主張した優先権は、実用新案登録出願についても有効である。前

記に基づく権利は、当該特許出願が失効した月、出願した特許が付与された場合は異議申立期間が満了した月又は異議が申し立てられた場合は異議手続が終結した月の末日から2月の期間内に行使することができる。もっとも、特許出願日から遅くとも10年間の期間内にこれを行わなければならない。

(2) 出願人が(1)第1文に規定する主張をしたときは、特許庁は、出願人に対しこの通知の送達後2月以内に特許出願の出願番号及び出願日を届け出るよう並びに当該特許出願の写しを提出するよう通知する。この届出が所定の期間内に提出されないときは、(1)第1文に規定する権利は、消滅する。

第6条

(1) 出願人は、先の特許出願又は実用新案登録出願の特許庁への提出日から12月の期間それと同一の対象の実用新案登録出願について優先権を享受する。ただし、先の出願に基づいてドイツ又は外国で優先権が主張されたときは、この限りでない。特許法第40条(2)から(4)まで及び(5)第1文は、この場合に準用する。ただし、第40条(5)第1文に関しては先の特許出願が取り下げられなかったことを条件とする。

(2) 国外優先に関する特許法の規定(第41条)を準用する。

第6a条

(1) 出願人が考案を、

1. パリで調印された1928年11月22日の国際博覧会に関する協定に定める通り、公式の又は公認の国際博覧会において、又は

2. 他の国内若しくは外国博覧会において、

展示しており、かつ、最初の展示から6月以内にその考案を実用新案として出願している場合は、出願人は出願日から優先権を主張することができる。

(2) (1)1に記載する博覧会は、連邦法務・消費者保護大臣が連邦公報において公表する。

(3) (1)2に記載する博覧会は、それぞれの場合に連邦法務・消費者保護大臣が定め、連邦公報において公表する。

(4) (1)に従い優先権を主張する者は何人も、博覧会及び当該最初の展示日を明示し、かつ、博覧会の証拠を考案の最初の展示日から16月の期間満了前に提出しなければならない。

(5) (1)による博覧会優先権は、第6条(1)に従う優先期間を延長しない。

第7条

(1) 請求により特許庁は、実用新案登録出願又は登録実用新案の対象の保護適格のために考慮されるべき公知の先行技術を調査する。

(2) この請求は、実用新案登録出願人若しくは登録実用新案名義人又は他の当事者が提出することができる。請求は書面によって提出するものとする。第28条を準用する。

(3) 当該請求は、特許庁公報に公告されるが、実用新案登録の前ではない。第三者が請求を行った場合は、出願人又は所有者として登録された当事者も、当該請求について通知を受ける。何人も、実用新案出願又は実用新案の主題の登録可能性を評価するために考慮されるべき技術水準に関する情報を特許庁に提供する権限を有する。

(4) (1)に従う請求が受領された場合は、後の請求はされなかったものとみなす。特許法第43

条(4)第2及び3項を準用する。

(5) 出願人又は所有者として登録された当事者が第三者による請求の受領を通知され、かつ、当該請求の効果がないと判明した場合は、特許庁は、第三者に加えて、出願人又は所有者として登録された当事者にも通知する。

(6) 特許庁は、出願人又は所有者として登録された当事者に対し、(1)に従い判定された技術水準について通知する。請求が第三者によりなされている場合は、当該第三者及び出願人又は所有者として登録された当事者に通知され、当該通知内容は完全であるという何らの保証なくなされている旨と共に特許庁公報に公告される。

第8条

(1) 出願が第4条、第4a条及び第4b条の要件に適合するときは、特許庁は、実用新案登録原簿に登録を命ずる。新規性、進歩性及び産業上の利用可能性に関する実用新案登録出願の対象の審査は行わない。特許法第49条(2)を適用する。

(2) 登録は、出願人の名称及び住所、代理人(第28条)がいるときはその代理人の名称及び出願日を記載しなければならない。

(3) 登録の要約は、逐次特許公報に公告される。公告は電子様式とすることができる。特許庁は、第三者に対し特許公報において電子様式により明細書を通達し、更なる処理又は実用新案目的での使用に資することができる。(7)に従う調査がない場合は記載はない。

(4) 特許庁は、実用新案所有者又はその代理人若しくは証明される場合は授権された者に変更があった場合はその変更を登録簿に記録する。当該変更が記入されない限り、前権利所有者及びその前代理人又は授権された者は、本法に従い権利及び義務を有したままとなる。

(5) 登録原簿及び登録実用新案に関するファイルの閲覧は、登録の取消手続に関するファイルを含めて何人に対しても自由である。そのほか、特許庁は、正当な利益が疎明される範囲内において、何人に対しても、申請により登録出願ファイルの閲覧を認める。

(6) (5)第1項に従う登録簿及びファイルの閲覧が何人にも利用可能である限り、電子手段を利用した登録簿及びファイルの閲覧もインターネットを介して行うことができる。

(7) (5)及び(6)による閲覧は、それが法律規定に抵触する場合又は連邦データ保護法第3条(1)に定義されるデータ主題の合理的利益が優先するときは、除外される。

第9条

(1) 保護出願に係る実用新案の対象が刑法第93条の国家機密に該当するときは、特許法第50条による命令をする権限を有する審査課は、職権で第8条(5)に規定する公開及び第8条(3)に規定する特許公報への公告が行われないことを命ずる。前記の命令を発する前に権限ある最上級の連邦官庁の意見を聞かなければならない。当該官庁は、前記の命令を発すべき旨を要請することができる。この実用新案は、特別の登録原簿に登録するものとする。

(2) その他特許法第31条(5)、第50条(2)から(4)まで及び第51条から第56条までを準用する。前項の担当審査課は、特許法第50条(2)の準用によりなすべき査定並びに特許法第50条(3)及び第53条(2)による措置の権限を有する。

第10条

(1) 第15条から第17条までによる登録原簿からの登録の取消請求を除く実用新案に関連す

る請求等処理させるため特許庁内に実用新案部を設け、特許庁長官の任命する法律的構成員によってこれを指揮させる。

(2) 連邦法務・消費者保護大臣は、上席及び中堅ランクの幹部職員又はこれに匹敵する職員に対し、実用新案部又は実用新案部門において、種類に応じて技術的、法的な特別の困難性のない手続きの遂行を法規命令により委ねる権限を有する。ただし、出願人が異議を唱えている理由に基づく出願の拒絶はそこから除外する。連邦法務・消費者保護大臣は、当該権限を法規命令によりドイツ特許商標庁に与えることができる。

(3) 第15条から第17条までによる登録実用新案の取消請求は、特許庁内に構成される実用新案部によって決定され、当該実用新案部は2の技術的構成員と1の法律的構成員から構成される。特許法第27条(7)を準用する。鑑定も各実用新案部の権限に属する。

(4) 実用新案部又は実用新案部門の構成員の除斥及び忌避に関しては、裁判所職員の除斥及び忌避に関する民事訴訟法第41条から第44条まで、第45条第2項第2文及び第47条から第49条までを準用する。これと同じことは、上級及び中級職の公務員に対しても、(2)により実用新案部又は実用新案部門に義務づけられている個々の業務についての監理がそれら当該人に委ねられている限り、適用される。特許法第27条(6)第3文を準用する。

第11条

(1) 登録実用新案は、その所有者のみがその実用新案の対象を実施することができる。その所有者の同意を得ていない何人も、その実用新案の対象を生産し、提供し、拡布し、使用し又は前記の目的のためこれを輸入し若しくは所持することができない。

(2) 登録実用新案は、また、その所有者の同意を得ていない何人かが本法の施行領域内において実用新案の対象の不可欠の要素に係る手段を本法の施行領域内でこれを実施させる目的をもって当該実用新案の対象を実施する権利を有していない者に提供の申出又は提供ができないという効力をも有するが、当該手段が実用新案の対象の実施に適切であること又はその実施に使用される予定であることをその何人かが知り又は周囲の状況からしてそれが自明であることを条件とする。第1文は、当該手段が一般的市販品である場合であって、前項第2文で禁止する行為を犯すよう当該何人かがこの製品の被提供者を唆すときを除き、適用しない。第12条1.及び2.にいう行為を実行する者は、第1文の意味において実用新案の対象を実施する権利を有する者と認めない。

第12条

登録実用新案の効力は、次のものには及ばない。

1. 非営業的目的のため私的な範囲内でなされる行為
2. 登録実用新案の対象に関係する行為であっても、実験目的のためになされるもの
3. 特許法第11条4.から6.までに規定する行為

第12a条

登録実用新案の保護範囲は、実用新案登録クレームの内容によって定められる。ただし、この詳細な説明及び図面は、実用新案登録クレームの解釈にあたり考慮される。

第13条

(1) 実用新案の登録による保護は、実用新案権者として登録された者に対し第15条(1)及び(3)によりその登録実用新案を取り消すべき旨の請求をする権利を有する者の存する限り登録によって確定することはない。

(2) 登録の不可欠の内容が他の者の同意なしに当該他の者の明細書、図面、モデル、器具又は設備から窃取されたものであるときは、本法による保護の効力は、被害者たる他の者に及ぶことはない。

(3) 特許法の規定であって保護を受ける権利(第6条)、保護権の付与の請求(第7条(1))、譲渡の請求(第8条)、先使用权(第12条)及び国が発する実施命令(第13条)に関するものを準用する。

第14条

後願特許が第11条により設定された権利を侵害するときは、その特許に基づく権利は、実用新案権者の同意を得なければ、実施することができない。

第15条

(1) 何人も、実用新案権者として登録された者に対し、次のときはその登録を取り消すべき旨を請求することができる。

1. 登録実用新案の対象が第1条から第3条までに従い保護適格のないものであるとき
2. 登録実用新案の対象が先の特許出願又は先の実用新案登録出願によって既に保護されているとき
3. 登録実用新案の対象が最初に提出された出願の内容の枠を逸脱しているとき

(2) 第13条(2)に該当する場合においては、その被害者しかその登録の取消を請求することができない。

(3) 取消理由が登録実用新案の一部のみにあるときは、取消は、この範囲にとどめるものとする。この制限は、実用新案登録クレームの補正という形式で実行することができる。

第16条

第15条に従う実用新案の取消は、書面により特許庁に請求する。当該請求はその根拠となる事実を明示しなければならない。特許法第81条(6)及び第125条を準用する。

第17条

(1) 特許庁は、取消請求があった旨を実用新案権者に通知し、かつ、これについて1月以内に反論をするよう実用新案権者に催告する。適時に反論がないときは、登録は取り消される。

(2) それ以外に特許庁は出願人に異論を通知し、事項の明確化のために必要な決定を行う。特許庁は証人及び専門家の聴聞を命じることができる。民事訴訟法の規定(第373条から第401条まで及び第402条から第414条まで)を適用する。証拠審問は宣誓した記録官の支援により記録される。

(3) 取消請求事件は、口頭弁論に基づいて決定する。この決定は、口頭弁論が終結した期日又は即時に指定する期日に言い渡される。この決定は、理由が付され、書面で作成され、かつ、関係人に職権で送達する。認証謄本は不要とする。当事者の要請に限り正本が書面で作

成される。特許法第 47 条(2)を準用する。言渡は関係当事者に対する決定の送達をもって代替することができる。

(4) 特許庁は、手続費用のうちどの部分を関係人が支払うべきかを定める。特許法第 62 条(2)並びに第 84 条(2)第 2 文及び第 3 文を準用する。

第 18 条

(1) 実用新案部及び実用新案部門の決定に対しては、連邦特許裁判所への審判請求が開かれている。

(2) 審判請求手続に関する特許法の規定を準用する。登録実用新案を取り消すべき旨の請求に関する決定に対する審判請求においては支払うべき手続費用に関する判断は、特許法第 84 条(2)を準用する。

(3) 連邦特許裁判所審判部は、実用新案部又は実用新案部門の決定に対する審判請求について審決する。実用新案登録出願の拒絶査定に対する審判請求を判断する場合は同審判部は、2 の法律的構成員及び 1 の技術的構成員から構成されるものとし、また、登録実用新案を取り消すべき旨の請求に関する実用新案部の決定に対する審判請求を判断する場合は同部は、1 の法律的構成員及び 2 の技術的構成員から構成されるものとする。法的扶助の申請の決定に対する不服申立には、(2)を準用する。裁判長は、法律的構成員とする。審判部の内部での事件の配分に関しては裁判所法第 21g 条第 1 項及び第 2 項を適用する。実用新案部の決定に対する審判請求の審理には特許法第 69 条(1)及び実用新案部の決定に対する審判請求の審理には特許法第 69 条(2)を準用する。

(4) (1)による審判請求に関して連邦特許裁判所審判部が判断した決定に対しては、同審判部が法律審判請求をその決定のなかで許可したときに、連邦裁判所への法律審判請求が行われる。特許法第 100 条(2)及び(3)並びに第 101 条から第 109 条までを適用する。

第 19 条

登録実用新案の取消手続と訴訟手続とが共に係属中である場合においてその訴訟の判決が当該実用新案保護の存在に依存するときは、連邦特許裁判所は、その取消手続が終結するまでその審理を中止すべき旨を命ずることができる。裁判所は、登録実用新案が無効であると認めるときは、中止を命じなければならない。当事者を同じくする取消手続において取消請求が却下されるときは、裁判所は、この判断に拘束される。

第 20 条

特許法の規定であって、強制ライセンスの裁定又は取消、強制ライセンスの対価の調整(第24条)及び強制ライセンス付与手続(第81条から第99条まで及び第110条から第122a条まで)に関するものは、登録実用新案の場合に準用する。

第 21 条

(1) 特許法の規定であって、意見書の提出(第29条(1)及び(2))、権利の回復(第123条)、出願の更なる処理(第123a条)、手続における誠実の義務(第124条)、手続の電子処理(第125a条)、公用語(第126条)、送達(第127条)、裁判所の法律補助(第128条)、証人への補償及び専門家への報酬(第128a条)並びに長すぎる裁判所手続に対する法的保護(第128b条)に関するものは、

実用新案事案にも適用する。

(2) 特許法の規定であって法的扶助の承認(第129条から第138条まで)に関するものは、実用新案争訟手続に準用する。ただし、第133条により選任された代理人に審判請求の権利が存在することを条件として第135条(3)を準用する。

第22条

(1) 実用新案登録を受ける権利、実用新案登録の出願権及び登録実用新案から生ずる権利は、相続人に移転する。これらの権利は、制限を付し又は付さないで、他の者に移転することができる。

(2) 前項の権利の全部又は一部は、本法の施行領域又はその1地域についての排他的又は非排他的ライセンスの対象とすることができる。ライセンシーが第1文によるライセンスの制限に違反したときは、登録実用新案から生ずる権利はそのライセンシーに行使することができる。

(3) 実用新案権の移転又はライセンスの付与は、それ以前に第三者に対して付与されていたライセンスに影響しない。

第23条

(1) 登録された実用新案の保護期間は、登録日に開始し、登録日が含まれる月の満了後10年で終了する。

(2) 保護の維持は、登録日から起算して4年目から6年目まで、7年目及び8年目、9年目及び10年目の維持手数料の納付により行われる。当該維持は登録簿に記入される。

(3) 実用新案は次の場合に失効する。

1. 所有者として登録された当事者が特許庁に対する書面の陳述により実用新案を放棄したとき、又は
2. 維持手数料が適時に納付されなかったとき(特許費用法第7条(1)、第13条(3)又は第14条(2)及び(5))

第24条

(1) 第11条から第14条までに反して実用新案を使用する者に対しては、反復の虞がある場合は、被害当事者は訴訟を起こすことができる。最初に侵害の脅威がある場合も、請求権がある。

(2) 故意又は過失により当該行為をした者は、そのことから生じた損害につき被害当事者への損害賠償責任を負う。損害額の決定に際しては、侵害者が法を犯して得た利益も考慮に入れることができる。損害賠償はまた、侵害者が考案を使用する許可を得ていた場合に適切な対価として支払った筈の金額に基づいて算出することもできる。

第24a条

(1) 第11条から第14条までに反して実用新案を使用する者に対しては、被害当事者は、侵害者の所有又は財産となっている製品であって、実用新案の主題であるものの廃棄を求める訴訟を起こすことができる。第1文は、侵害者の財産となっている材料及び設備であって、主にこれらの製品の製造に使用されてきたものに準用する。

(2) 第11条から第14条までに反して実用新案を使用する者に対しては、被害当事者は、実用新案の主題である製品の回収又は流通経路からのそれらの永久除去を求める訴訟を起こすことができる。

(3) (1)及び(2)に従う請求権は、それが個々の事例において不均衡である場合は、排除される。均衡性を評価するときは、第三者の合理的利益も考慮に入れられる。

第24b条

(1) 第11条から第14条までに反して実用新案を使用する者に対しては、被害当事者は、使用された製品の出所及び流通経路に関する情報を直ちに取得するために訴訟を起こすことができる。

(2) 明白な侵害の場合又は被害当事者が侵害者に対して訴訟を起こしている場合は、請求権は、(1)に拘わらず、商業規模で次のことを行った者に対しても適用される。

1. 権利を侵害する商品を所持した。
2. 権利を侵害するサービスを請求した。
3. 権利を侵害する活動に対するサービスを提供した。又は
4. 1, 2又は3にいう者の指示に従って、当該商品の製造、生産又は流通に関わった。

ただし、その者が民事訴訟法第383条から第385条までに基づき、侵害者に対する裁判で証拠の提供を拒絶する権限を有する場合を除く。(1)に従う請求権に係る裁判所の執行の場合は、裁判所は、請願に基づき、侵害者に対する係属中の争いを情報開示の請願が決着するまで保留することができる。開示の義務を負う当事者は、被害当事者に情報開示のために必要な経費の補償を請求することができる。

(3) 開示の義務を負う当事者は、次に関する情報を提供しなければならない。

1. 商品の製造者、卸売業者及び先の所有者又はサービスの利用者並びに商業購入者及びその販売代理店の名称及び住所、及び
2. 製造され、供給され、受領され又は発注された製品の数量及び当該製品又はサービスに支払われた価格

(4) (1)及び(2)に従う請求権は、個々の事例において不均衡である場合は、排除される。

(5) 開示の義務を負う当事者が、故意又は重大な過失により不完全又は虚偽の情報を提供する場合は、その当事者は、被害当事者がそのことから被る損害を補償する義務を負う。

(6) 情報提供の義務なしに正確な情報を提供する者は、自らが情報を提供する義務はなかったことを知った場合は、第三者に対して責任を有するのみである。

(7) 明白な侵害の場合は、情報提供の義務は、民事訴訟法第935条から第945条までに従って差止命令の方法で取り決めることができる。

(8) 事実認定は、刑事手続又は情報の流布前に義務を負う当事者に対して若しくは刑事訴訟法第52条(1)に記載する提携者に対して、義務を負う当事者の同意を得て行われた行為に起因する行政罰法に従う手続においてのみ利用される。

(9) 情報が詳細な通話記録にアクセスする(電気通信法第3条No. 30)ことによつてのみ得られる場合は、被害当事者が申請すべき詳細通話記録の利用許容性に関する事前の司法命令が、情報の流布に関して求められる。この手筈の採用のために、情報開示の義務を負う当事者がその住所、居所又は事業所を有する地域を管轄する地方裁判所は、争いの価値に拘わらず単独の管轄権を有する。決定は民事部門により採用される。家族事項及び非訴訟管轄権事項に

おける手続法の規定は、当該手続及び当該非訴訟事項に適用される。司法命令の費用は、被害当事者が負担する。地方裁判所の決定に対する不服申立は認められる。不服申立は2週間の期間内に提出しなければならない。その他、個人データ保護に関する規定は影響を受けない。

(10) 電気通信の守秘に係わる基本的権利は、(9)と関連して(2)により制限される(基本法第10条)。

第24c条

(1) 第11条から第14条までに反して実用新案を使用する者に対して、権利所有者又は他の権原を有する当事者は、後者の請求権の実証に必要である場合は、証明書を提示するか、又は自己の処分権限内にある物品の検査を許可するよう求めることができる。商業規模で行われた侵害の蓋然性が十分にある場合は、当該請求権は銀行、財務又は取引書類の提示にも及ぶ。侵害者とされる者がこれは機密情報である旨を主張する限り、裁判所は、この特別なケースにおいて要求される保護を保証するために必要な措置を講じる。

(2) (1)に基づく請求権は、それが個々のケースにおいて不均衡である場合は、排除される。

(3) 明白な侵害の場合は、証明書を提示し又は物品の検査を許可する義務は、民事訴訟法第935条から第945条までに従う差止命令により取り決められる。裁判所は、機密情報の保護を保証するために必要な措置を講じる。このことは、特に、差止命令が相手当事者の事前聴聞なしに採用された場合に適用される。

(4) 民法第811条及び第24b条(8)を準用する。

(5) 侵害又はその虞がなかった場合は、侵害者とされる者は自らに生じた損害について、(1)による証明書又は検査を求めた者に対し請求により補償を要求することができる。

第24d条

(1) 被害当事者はまた、第24条(2)の場合に商業規模で行われた侵害に対し侵害者に次を要求することができる：銀行、財務又は取引書類の提示又は侵害者の処分権限内にある対応書類への適切なアクセス及び損害賠償請求権の確認に必要なその他の物(これらの提示がなければ、請求権の実現に問題が生じる)。

侵害者がこれは機密情報である旨を主張する限り、裁判所は、この特別なケースにおいて要求される保護を保証するために必要な措置を講じる。

(2) (1)に基づく請求権は、それが個々のケースで不均衡である場合は、排除される。

(3) 請求権が明白な場合は、(1)にいう証明書を提示する義務は、民事訴訟法第935条から第945条までに従う差止命令により取り決められる。裁判所は、機密情報の保護を保証するために必要な措置を講じる。このことは、特に、差止命令が相手当事者の事前聴聞なしに採用された場合に適用される。

(4) 民法第811条及び第24b条(8)を準用する。

第24e条

訴訟が本法に基づいて提起されている場合は、勝訴当事者は、判決を敗訴当事者の費用により公布する(それが合理的利益にかなうとき)権限を判決において約束される。公布の種類及び範囲は判決で定められる。当該権限は判決日から3月以内に行使しない場合は、失効する。第1文の措置は、暫定的に施行しない。

第24f条

所有権の侵害による請求権の制限については、民法第1巻(5)の規定を準用する。義務を負う当事者が、権原を有する当事者の費用により侵害から何かを得た場合は、民法第52条を準用する。

第24g条

他の法律規定による要件は影響を受けない。

第 25 条

(1) 実用新案権者の同意を得ないで、次の何れかに該当することをした者は、3年以下の拘禁刑又は罰金刑に科せられる。

1. 登録実用新案の対象である製品(第11条(1)第2文)を生産、提供、拡布若しくは使用又は上掲の目的のために輸入若しくは所持すること
2. 第14条に違反して特許を実施すること

(2) この犯罪行為を業として行ったときは、刑は5年以下の拘禁刑又は罰金刑とする。

(3) この未遂は罰せられる。

(4) (1)の場合は、刑事犯罪の訴追において、職権による起訴が特別な公益の観点から正当と公訴官がみなした場合を除き、この犯罪行為は告訴によってのみ訴追される。

(5) この違法行為が関係した対象は、没収することができる。刑法第74a条を適用する。侵害を受けた者の損害賠償に関する刑事訴訟法の規定(第403条から第406c条まで)に基づく手続において第24a条にいう廃棄請求が認められる場合は、没収に関する規定(刑法第74条から第74f条まで)は適用することができない。

(6) 刑の言渡があった場合において正当な利益を侵害を受けた者が明らかにするときは、求により、有罪宣告の公告をすることが命じられる。公告の様子は、判決中で定める。

第25a条

(1) 本法に従って、保護された実用新案を侵害する製品は、権利所有者の請求により、かつ、担保と引換えに、輸入又は輸出時は税関当局による差押の対象となる。ただし、侵害が明白であることを条件とし、税関当局による知的財産権の執行に関する2013年6月12日の欧州議会及び理事会規則(EC)No. 608/2013並びに理事会規則(EC)No. 1383/2003(AB1. L181 of 29/6/2013, S. 15)の廃止が現適用版において適用される場合を除く。これは、欧州連合の他の加盟国及び欧州経済領域に関する協定の他の締約国との取引に対してのみ、税関当局による検査がなされる限り適用される。

(2) 税関当局が差押を命じる場合は、税関当局は遅滞なく処分権者及び請求者に通知する。請求者には、製品の出所、量及び倉庫地並びに処分権者の住所と名称が通知されなければならない。信書及び郵便の秘密保持(基本法第10条)はこの場合に限り制限を受ける。請求者には、これによって取引又は営業の秘密が侵害されない限り、製品を検証する機会が与えられる。

(3) (2)第1文に基づく報告の送達の遅くとも2週間経過迄に差押に対して異議が申立てられない場合は、税関当局は差し押さえられた製品の没収を命ずる。

(4) 処分権者が差押に反対のときは、これに関して税関当局は遅滞なく請求者に通知しなければならない。請求者は税関当局に対して、請求者が差し押さえられる製品に関する(1)に基づく請求を維持するか否かを、遅滞なく表明しなければならない。

1. 請求者が請求を取り下げたときは、税関当局は遅滞なく差押を取り消すものとする。
2. 請求者が請求を維持し、かつ、差し押さえられた製品の保全又は権利の制限を命ずる執行可能な裁判所の決定を提出したときは、税関当局は必要な措置を講じなければならない。

1. 又は2. に該当しない場合は、税関当局は第1文に基づく請求者への通知送達後2週間経過したときに差押を取り消す。請求者が2. に基づく裁判所の決定を請求したが、未だ送達されないことを証明したときは、差押は更に最長2週間維持される。

(5) 差押が最初から不当なものであることが判明し、かつ、請求者が差し押さえられた製品に関する(1)に基づく請求権を維持し、又は遅滞なく表明しない((4)第2文)ときは、請求者は当該差押によって処分権者に発生した損害を賠償する義務を負う。

(6) (1)に基づく請求は、上級財務管理局に申立てられることができ、かつ、これにより短い有効期間が申請されない限り2年間効力を有する。この請求は繰り返すことができる。当該請求に関連した職務上の行為に対しては、請求者から課税法令第178条に基づく費用が徴収される。

(7) 差押及び没収は、差押及び没収に対する秩序違反法に基づく罰則手続において認められる法的救済により争うことができる。当該手続中において請求者は審問を受けることができるものとする。即時抗告請求は、区裁判所によって行われる判決に対して認められる。即時抗告請求の判決は、上級裁判所が審理する。

第25b条

規則(EC)No. 608/2013に従う手続に関しては、規則が当該手続に抵触する規定を含んでいないことを条件として、第25a条(5)及び(6)を準用する。

第26条

(1) 本法で定める法律諸関係についての請求が訴訟によって追求される民事事件において当事者の一方が訴訟物の総額に従い当該訴訟の費用を支払う義務を履行するならば自己の財政的地位が著しく危殆におとし入れられるであろうことを疎明するときは、裁判所は当該当事者の請求により当該当事者の経済的地位に従い定められる訴訟物の部分に従い訴訟費用の支払義務を減額することを命ずることができる。この命令は、助勢されたこの当事者が自己の弁護士の手数料を、同様に減額された訴訟物価額によってのみ納付しなければならない、とする効果を有する。この者が訴訟費用の支払を命じられたとき又はその支払を約束したときは、減額された訴訟物価額に従い相手方当事者の負担した訴訟費用及び弁護士手数料を支払うものとする。訴訟費用以外の費用が相手方当事者に課せられたとき又は相手方当事者がその支払を約束したときは、助勢された当事者の弁護士は、相手方当事者に適用すべき訴訟物の価額に従いこれに対し自己の手数料を回収することができる。

(2) 前項の請求は、裁判所書記課が調書に記録しなければならない。請求は本案の口頭弁論開始前にしなければならない。口頭弁論開始後においてはこの請求は、訴訟物の推定価額又は確定価額が裁判所によって増額されたときに許されるものとする。この請求に対して決定する前には相手方当事者の意見をきかなければならない。

第27条

(1) 本法で定める法律諸関係に関する請求に係る民事事件(以下「実用新案係争事件」という)は、訴訟物の価額の如何を問わずその管轄はもっぱら地方裁判所民事部に属する。

(2) 地方政府は、2以上の地方裁判所の地域にある実用新案係争事件を、法規命令により、1の裁判所に割り当てる権限を有する。ただし、これが手続の重要な進展に資することを条件とする。地方政府は、当該権限を地方の司法行政に移転することができる。更に地方政府は義務としての全ての地方業務の全体又は一部を別の地方管轄裁判所に協定により移転することができる。

(3) 特許弁護士が実用新案係争に参加したことによる費用は、特許弁護士の必要経費も含め、弁護士補償法第13条に従って償還される。

第28条

(1) 国内に居住もせず登録された事務所も有しない者は、特許庁又は特許裁判所において本法により支配される訴訟手続に参加すること、特許庁又は特許裁判所における手続及び実用新案に関する民事紛争で代理することを授権した弁護士又は特許弁護士を国内で指名している場合は、実用新案に係わる権利の主張及び刑事訴訟申請を提出することができるのみである。

(2) (1)に従って指名された代理人がその施設を保有する場所は、民事訴訟法第23条に定める通り資産のある場所とみなす。当該施設が存在しない場合は、同人が居所を有する場所、またそれも存在しない場合は、特許庁が設置されている場所が最終的なものとなる。

(3) (1)に従う代理人の指名に係る契約上の終了は、終了及び別の代理人の指定の両方が特許庁又は特許裁判所に示された場合にのみ発効する。

第29条

連邦法務・消費者保護大臣は、法律に別段の規定がある場合を除き、特許庁の設置及び運営並びに実用新案における手続様式を、法規命令により定める(連邦参議院の同意を要しない)。

第30条

対象物又はその包装物に、その内容上、その対象物が、本法に基づく実用新案として保護されているかのような印象を与える標識を付す者又は公衆の掲示、広告、推薦状若しくはこれに類する発表物の中でこの種の標識を使用する者は、その法律状態を知ることにつき正当な利益を有する何人に対しても、この標識の使用がどの実用新案を根拠としているのかについて、求に応じて教える義務を負う。

第31条

民法導入法第229条(6)を、2000年1月1日まで効力を有した版の第24条が2002年1月1日までの適用版において消滅時効に関する民法の規定と同等であるとのただし書きに従って準用する。